#### 令和元年(2019年)度 第9回資料小展示

## 猪と鼠 -江戸時代、闘う村人 -

















柳井市金屋小田家文書「節用集」(和漢9・10・7)/中央:安部家文書「四季耕作図」を加工

- ◆来月、年は新しくなり、干支(えと)も亥(いのしし年)から子(ねずみ年)へ変わります。
- ◆江戸時代、村人にとってイノシシとネズミは、作物におおきな被害をもらたす動物でもありました。当館には、被害に困った村人が、藩に駆除対策を願い出た記録が残されています。今月はその中から2つの事例を紹介します。
- ◆ひとつは、嘉永4年(1851)、瀬戸内海の浮島(うかしま、現周防大島町)に大量のネズミが発生した事例です。島を管轄する庄屋が、祈祷によるネズミ駆除を行うため藩に費用援助を願い出ています。
- ◆もうひとつは、天保15年(1844)、イノシシ被害に苦しむ岩国藩領玖珂郡長谷村 (現岩国市)の庄屋が、藩にその駆除を依頼した事例です。
- ◆いずれの事例も藩は費用援助はしましたが、実際の対策は村人に任せています。 後者の例では、村中総出で山に登りイノシシ狩りを行いました。村人は、みずからの 力と知恵でイノシシ・ネズミ被害に向かいあわざるをえませんでした。

#### 【史料1】萩藩大島宰判森村庄屋歎願書

宰判本控4「大島郡本控」より

嘉永 4 年(1851)4 月、萩藩領大島宰判森村(現周防大島町)の庄屋が提出した歎願書 の写しです。森村沖の浮島(うかじま)で大量に発生したネズミを駆除するため、氏 神様で祈祷を行いたいので、その費用を援助してほしいと願い出ています。ネズミ の大量発生は、24年前の文政10年(1827)にも起きていたようです。

#### 【史料2:3】岩国藩長谷村庄屋歎願書

美和町柳原家文書 46「万諸願有限御触控」より

天保 15 年(1844)3 月、岩国藩領長谷村(現岩国市)の庄屋が藩に提出した歎願書の 写しです。村周辺でイノシシが大量発生し、苗代や作物に被害が出ているので、 藩から猟師を派遣してほしいと願い出ています。藩は銀4匁を給付し、自力での駆 除を命じています。

伊藤清右衛門殿

藩に願い出たものでしょう。

亥四月

此段宜被成御沙汰可被下候、以上

御慈悲を以御祈祷被仰付被遣候様奉願上候 御祈祷被仰付候処速退治仕候、何卒 **余力無御座小島之義御座候間、偏二** 文政十亥年頃島江鼠湧出候節御願 **風相治候様御祈念被仰付候様御願** 仕候所、 銀三枚修甫利米之内を以御下渡 御時節柄之義恐多奉存候得共、

注

ことを認めています。名目は祈祷の依頼です この願い出を受けて藩は、大島宰判の郡村費 (宰判内の共益費)から米9斗3合を支出する 実際には、ネズミ駆除の費用援助を村が

岡本治兵衛

右島之義者御百姓中至而困窮之在所 詮無御座、此余於地下手段無御座: 自力を以於地下祈念仕候得共、一向其 肝要之苗代を荒候義ニ付田方植付之 其後不得止事作物を荒候故、又々 **左閊二相成気毒千万奉存候、元来** 一而作物之荒手之下不相揃儀二御座候、 過ル

嘉永四年 (1八五二) 四月

大島宰判大庄屋

伊藤清右衛門様

援助してくださるよう)お願いいたします。 いですが、今回もお慈悲をもって藩から祈祷 を退治することができました。 恐れ多いお願 き、それを元に祈祷を行ったところ、ネズミ した際には、藩から銀子を下げ渡していただ 文政一〇年(一八二七)にネズミが大量発生 植え付けに影響が出て島民も大変です。以前 き目がありません。苗代を荒らされては田の ネズミ退散の祈祷をしましたが、まったく効 作物を荒らすようになり、氏神の宝王神社で 被害もありませんでしたが、最近では苗代や ズミが大量発生しています。 最初はそれほど 私が管轄する森村内の浮島で、 この春からネ を命じていただきますよう(ついてはその費用を

私存内森村之内浮島へ当春已来海

【史料1】

御断申上候事

**慀所、先達而ゟ夜中苗代を荒し、唐芋** 

**灣出候処所、強而作物江災等も不致** 

惶麦穂其外作物を荒し候間、 早速

於氏神宝王大明神鼠退治之御祈

**贷執行仕、其節御届申上置候処、** 

### 【史料2】

長谷村

上、猪狩被仰付被遣候様歎出 御座候、於下方追方仕候 取り申候得共、近頃田苗代江 其分御免被仰付可被遣候様 仕候、△何卒御慈悲を以 御時節柄恐多く奉存候得共、 而も余り多分之猪ニ御座候 当春是迄ニ村内ニ而四疋も 数日追方いたし、夫故 当春別而沢山居、毎夜 右二近年以猪多分二居候処, 奉願上候、已上 御慈悲を以御猟方被差 難渋不過之儀ニ御座候ニ附、 得者、自力を以難追、尽 いため難渋至極之儀ニ 相障り、別紙之通り畝数相 猪作江相障り難捨置候ニ付、

可被遣候様歎出候間△ 尤いまた御一周忌御相当無御座御内 右猟方同様之御吟味被仰付 (△印へ挿入する行間書入) 一而御猟方難相成り儀共二御座候ハヽ

三月十三日 (天保15年) 柳原六左衛門

佐々木政右衛門様 山県伝左衛門様

# (大意:長谷村庄屋の藩への歎願

います。 今年の春は特に多く、毎晩イノシシが農作物 遣しイノシシ狩りを行っていただきますよう れ多いお願いですが、どうか藩から猟師を派 は駆除が困難で難儀しております。時節柄恐 村で駆除するにも数があまりに多く、自力で 別紙のような被害が出るありさまで難渋して 数日間駆除を行いましたところ、4匹も退治 さん棲みついております 長谷村(岩国領玖珂郡)には近年イノシシがたく しました。しかし近頃は苗代にも影響が出 に被害をもたらし放置できない状況で、村で お願いします

長谷村庄屋

柳原六左衛門

天保15年 (二八四四) 3月13日

(岩国藩の役人)

佐々木政右衛門様 山県伝左衛門様

長谷村

一苗代籾三斗まきかたきノ本 といしノ本 一同壱斗 同壱斗六升 同人 孫七

無切ノ本 同壱斗弐升

引浴口 石仏ノ本 一同壱斗 同壱斗五升

一同弐斗 同壱斗弐升 長十郎

三郎兵衛

平右衛門

一同壱斗 〆壱石五斗五升まき

右之通り苗代是迄ニ相損

申候、以上

三月十三日 御両人様

右御〆り之儀左ニ 自力追方難渋仕候ニ付、 御家中ゟ猪狩有之候処願出 苗代其外作物江相障り、此上 代四匁御立口被仰付候条、難 七合五勺取三拾人役と玉役 を以長谷村中江追方被仰付 右二付此度之儀者格別之筋 候得共、此節左様之儀も御六ヶ敷、 猪多く長谷村之儀者分而

【史料3】

庄左衛門

清兵衛

徳兵衛

被害にあった苗代は10ヶ所8名分。被害籾高1石5斗5升。

ねごれ

一同壱斗 長七

有存、是二而追方致候様村中 **江相達可被申候**、 三月廿三日 以上 山 佐 政右衛門

伝左衛門

柳原六左衛門殿

С

右二付村中惣狩ニシテ、後迫と 四月五日二登山致し、 畑村・源内ヶ迫・中村・日之平丈 四月六日二猪狩致候事、 庄屋幷ニ刀袮も登山之事 下村・中村両組・野地丈

(B大意:岩国藩の対応)

るように村中に伝達せよ。 とにし、一人当たり米七合五勺、三〇人分の 別の配慮で、長谷村自身での駆除を命じるこ があったが、時節柄それも難しい。今回は格 で、ありがたく思い、村でイノシシ駆除をす イノシシが多く、長谷村の場合は特に苗代や 人夫米と鉄砲玉代として銀四匁を支給するの で、藩から猟師を派遣してほしいとの願い出 作物に被害が出、村での自力駆除が難しいの

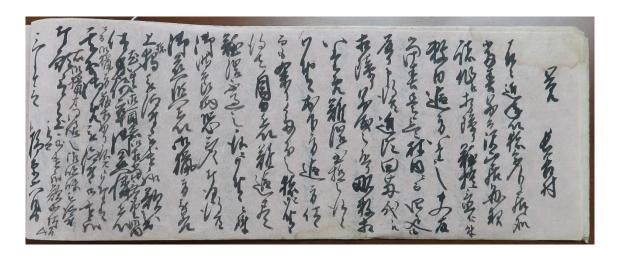
(C大意:村によるイノシシ狩り)

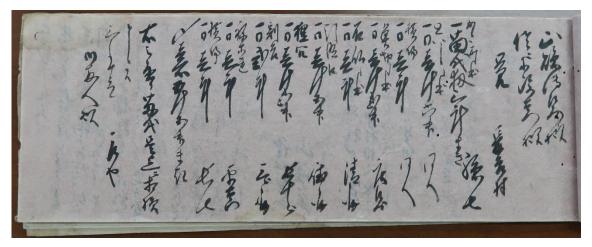
どの村役人も登山した。 畑村など、6日に下村・中村などの地区で山 総出のイノシシ狩りを行い、4月5日に後迫、 藩から銀四匁が支給されたことを受け、村中 に登ってイノシシ狩りをした。 庄屋や刀袮な





萩藩大島宰判森村庄屋歎願書(嘉永4年)





岩国藩長谷村庄屋歎願書(天保15年)